社会福祉法人なかさと福祉会
指定通所介護事業および第１号通所事業運営規程

平成11年10月14日　制定	平成12年３月30日　改正	平成14年１月８日　改正
平成14年５月23日　改正	平成15年３月28日　改正	平成15年９月19日　改正
平成16年３月22日　改正	平成17年１月28日　改正	平成17年３月25日　改正
平成17年９月16日　改正	平成18年３月28日　改正	平成19年９月21日　改正
平成20年３月27日　改正	平成20年５月27日　改正	平成24年３月23日　改正
平成26年２月26日　改正	平成26年９月17日　改正	平成30年３月16日　改正
令和元年5月29日　改正	令和6年３月６日　改正	

この運営規程は、社会福祉法人なかさと福祉会が経営するデイサービスセンターしちかわ（以下「事業所」という。）において行う指定通所介護事業および介護保険法に基づく第１号通所事業（以下「通所介護」という。）の適切な運営を確保するため、人員、設備および運営に関する事項を定める。

（事業の目的）
第１条　病気や怪我などにより、家庭において要介護状態または要支援状態等にある者に対し、日帰り介護施設（デイサービスセンター）に通所させ、各種サービスを提供することによって健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、向上を図り、生活障害を除去または軽減する援助を行い生活の質の向上を目指すとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
この事業は、介護保険法、老人福祉法、老人保健法、健康保険法ならびに市例規等の基本理念に基づき利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保および向上を重視し、健康管理日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅生活が継続できるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　通所介護事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。
２　事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各地域包括支援センター、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
３　職場内研修会、各種研修会に積極的に参加し職員の質を向上させ、適切なサービスの提供を図る。また日常生活に必要な指導や助言をし利用者、家族との信頼関係をつくる。
４　緊急の事態にも迅速かつ冷静に対応できる体制を整備する。

（事業所の名称等）
第３条　事業を実施する事業所の名称および所在地は次のとおりとする。
(1)　事業所の名称　　デイサービスセンターしちかわ
(2)　事業所の所在地　新潟県十日町市田中戊619番地3

（従業員の職種、員数および職務の内容）
第４条　事業者は管理者および従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。
(1)　管理者　１名
・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業が実施できるよう総括する。
(2)　生活相談員　１名以上
・生活相談員は利用者個々の状態にあった処遇を行うため、各関係機関と連絡調整を行い、通所介護の介護計画等を作成する。併せて、通所介護の利用申し込みに関わる調整や通所者の日常生活に関する相談、指導を行う。
(3)　看護職員　１名以上
・看護職員は利用者の心身の状態を把握し、利用者の健康管理に努め、必要時には適切な処置を行い、家族への指導、連絡を行う。
(4)　介護職員　４名以上
・介護職員は、介護計画等に基づき利用者の介護を実施し、記録をとり、必要に応じ処遇の検討を行い、個々の状態に合った介護を提供する。
(5)　機能訓練指導員　１名以上（看護職員と兼務）
・機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な身体機能の減退を防止する為の必要な機能訓練を行う。

（従事者の資格）
第５条　当該通所介護事業に関わる職員のうち次の職種については資格用件を満たさなければならない。
(1)　生活相談員は社会福祉法第１９条各号のいずれかに該当する者またはこれと同等以上の能力を有すると認められるものとする。
(2)　看護職員は看護師、准看護師のうちいずれかの資格を有するものとする。
(3)　機能訓練指導員は理学療法士､作業療法士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のうちいずれかの資格を有するものとする。

（営業日および営業時間）
第６条　営業日および営業時間を、次のとおりとする。
(1)　営業日　　通年
(2)　営業時間　午前８時００分から午後５時００分までとする。ただし、特別の事情等により午後６時を限度として営業時間の延長ができるものとする
(3)　サービス提供時間帯　午前９時００分～午後４時１５分までとする。ただし利用者の希望等により営業時間の範囲内でひきつづき日常生活上のお世話ができるものとする。
(4)　上記による以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

（利用者の定員）
第７条　通所介護の定員は次ぎのとおりとする。
１日あたりの利用定員は３５名とする。

（通所介護の内容）

第８条　提供する通所介護の内容は、次のとおりとする。

①　生活指導
②　日常動作訓練
③　養護
④　健康チェック
⑤　送迎
⑥　家庭介護者教室
⑦　入浴サービス
⑧　レクリエーション等
⑨　食事サービス

（利用料その他の費用の額）

第９条　サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の額または十日町市が定める基準額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法または市例規等に定める利用者負担割合による額を利用料とし、サービスが法定代理受領サービスでない場合であって、要介護、要支援認定の申請をした利用者が認定の結果、自立となった場合には、第１号通所事業の要支援１の１回あたりの利用料とする。

２　その他の通所介護（介護保険給付対象外または第１号通所事業給付対象外サービス）を提供した場合次の額を徴収する。

（１）食事提供費用　　一食につき　　６３５円
（２）おむつ代　　一枚につき　　１００円
（３）タオル・バスタオル代　　８４円
（４）前各号に掲げるもののほか、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させるのが適当と認められるもの。

３　前第１項から第３項に定める費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対して当該サービスの内容および費用について説明を行い、同意を得るものとする。

（緊急時の対処方法）

第１０条　通所介護従事者は、通所介護実施中に利用者の病状、状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡し、適切な処置を行うとともに、利用者家族への連絡を行うこととする。

２　通所介護従事者は、前項について処置をしたときは、速やかに管理者に報告する。

（反社会的勢力とは）

第１１条　反社会的勢力とは暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から５年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるものをいう。

（反社会的勢力の理念）

第１１条の２　事業者は、暴力団が市民の生活および事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないことおよび暴力団を利用しないことを基本とする。

２　暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関および団体の相互の連携および協力の下に、社会全体で行うものとする。

（反社会的勢力排除のための事業者の役割）

第１１条の３　事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１２条　指定通所介護事業の通常の実施地域を次ぎのとおりとする。

十日町市、津南町

２　第１号通所事業の通常の実施地域を次ぎのとおりとする。

十日町市

（身体的拘束及び行動制限）

第１３条　事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

２　緊急やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１４条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員、その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施すること。

（４）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の策定）

第１５条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ

て業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第１６条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じなければならない。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を３カ月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止の指針を整備する。

（３）事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施する。

（非常災害対策）

第１７条　管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災計画と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さねばならない。

２　前項の実施について、少なくとも年２回以上の防災訓練を実施することとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１８条　サービス利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

１　サービス利用にあたり施設職員などの指示に従い、誠意を持って協力する。

２　施設職員の指示に従わない等、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合がある。

３　施設で行う健康チェックの結果により、サービスの利用を見合わせることがあること。

４　家庭での利用者の心身の状態を、利用に先立って担当職員に報告すること。

５　サービス利用にあたり、指定の物品について持参すること。

６　サービス利用にあたり持参した物品については、紛失しないように氏名を記載するなど注意すること。

（その他運営に当たっての重要事項）

第１９条　事業者は社会的使命を充分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、又、適切かつ効率的に通所介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

なお、研修は次のとおり設けるものとする。

①　採用時研修　　採用後１か月以内に実施

②　継続研修　　年２回以上実施

２　職員は業務上知り得た秘密を決して漏らしてはならない。又、従業員としての雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知りえた秘密の保持を行うものとする。

３　事業者は、通所介護従事者の清潔保持および健康状態について管理を行うとともに、その設備、備品について、衛生的、且つ安全な管理を行う。

４　事業者は、提供した通所介護について利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

附　則（平成11年10月14日）
この規程は、平成12年4月1日より施行する。
附　則（平成12年3月30日）
この規程は、平成12年4月1日より施行する。
附　則（平成14年1月8日）
この規程は、平成12年4月1日より施行する。
附　則（平成14年5月23日）
この規程は公布の日から施行し、平成14年4月1日より適用する。
附　則（平成15年3月28日）
この規程は平成15年4月1日から施行する。
附　則（平成15年9月19日）
この規程は公布の日から施行する。
附　則（平成16年3月22日）
この規程は平成16年4月1日から施行する。
附　則（平成17年1月28日）
この規程は平成17年4月1日から施行する。
附　則（平成17年3月25日）
この規程は平成17年4月1日から施行する。
附　則（平成17年9月16日）
この規程は平成17年10月1日から施行する。
附　則（平成18年3月28日）
この規程は平成18年4月1日から施行する。
附　則（平成19年9月21日）
この規程は平成19年10月1日から施行する。
附　則（平成20年3月27日）
この規程は平成20年 4月1日から施行する。
附　則（平成20年5月27日）
この規程は改正の日から施行する。
附　則（平成24年3月23日）
この規程は平成24年4月1日から施行する。
附　則（平成26年2月26日）
この規程は平成26年5月1日から施行する。
附　則（平成26年9月17日）
この規程は平成26年9月17日から施行する。
第6条3項は平成24年4月1日から適用する。
附　則（平成30年3月16日）
この規程は平成30年4月1日より施行する。
附　則（令和元年5月29日）
この規程は令和元年5月29日より施行する。
附　則（令和6年3月6日）
この規程は令和6年3月6日より施行する。